

◎被災地のあゆみ——阪神大震災の関連年表◎

【平成7年】

〈1月〉 17日 午前5時46分、阪神大震災が発生。兵庫県南部などに大被害

〈3月〉 16日 兵庫県都計審が都市計画案を承認

〈4月〉 1日 被災地を走るJR東海道線が全線開通

〈6月〉 11日 震災で延期された兵庫県議、芦屋市長選など被災地の5地方選が投票

〈7月〉 10日 兵庫県と神戸市が、国に復興計画案などを提示

〈8月〉 20日 神戸市が避難所を廃止

〈11月〉 23日 被災地の鉄道網全面復旧

〈11月〉 30日 被災地の土地区画整理事業対象区域のひとつ、神戸市長田区の鷹取東第一地区で初の事業計画決定

【平成8年】

〈1月〉 (11日 橋本龍太郎内閣発足)

〈3月〉 (29日 東京、大阪のHIV訴訟和解)

〈4月〉 31日 被災者に適用された特例措置の多くが打ち切りに

〈4月〉 4日 被災地で初めて芦屋市内の仮設住宅で本格的な撤去作業

〈7月〉 (15日 大阪・堺市でO-157による集団食中毒が発生、11人が死亡)

〈8月〉 10日 復旧・復興工事に伴う被災地の交通規制が全面解除

〈9月〉 30日 阪神高速神戸線が全面復旧

〈10月〉 23日 被災者向けの復興公営住宅（一次募集）のうち、神戸市営住宅の当選者にカギ渡し始まる

〈12月〉 5日 兵庫県が地方自治レベルで初の「ボランティア休暇制度」の導入を決定

(17日 パールの日本大使公邸に武装グループが乱入)

【平成9年】

〈1月〉 2日 島根県・隠岐島沖でロシアのタンカー・ナホトカが重油を積んだまま沈没。流出重油による深刻な被害が発生

〈3月〉 26日 大被害を受けた神戸港の復旧工事終了

〈4月〉 1日 消費税率が5%に引き上げ

〈6月〉 27日 神戸の児童連続殺傷事件で、兵庫県警が中学3年男子生徒を逮捕

〈7月〉 1日 香港が約1世紀半ぶりに中国に返還

〈8月〉 1日 高齢被災者が対象の「生活再建資金」の支給が始まる

4日 兵庫県が被災者用の仮設住宅について、撤去後は海外に無償提供すると表明

31日 ダイアナ元英皇太子妃事故死

〈10月〉 12日 大震災から1000日

〈11月〉 7日 震災の影響で心のケアを必要とする児童・生徒数が、7月時点で前年同時期より27人増えて4089人になったことが判明

17日 北海道拓殖銀行が経営破たん

24日 山一証券が自主廃業

〈12月〉 1日 地球温暖化防止京都会議閉幕

9日 介護保険法成立

【平成10年】

〈2月〉 7日 冬季オリンピック長野大会が開幕

〈3月〉 16日 震災で時計が止まったままだった、子午線の街・明石のシンボル、市立天文科学館が再オープン

29日 神戸・三宮センター街のアーケードが復活

〈4月〉 2日 震源地に近い北淡町に「野島断層保存館」がオープン

5日 工事中に震災で位置がずれた世界最長のつり橋「明石海峡大橋」が開通

27日 神戸地裁が震災6日後の火災について、地震免責を認めず保険会社に支払いを命じる判決

〈5月〉 15日 自然災害の被災者に最高100万円を支給する「被災者再建支援法」が成立

〈6月〉 5日 被災者再建支援法の救済対象でない震災被災者のために、兵庫県が「被災者自立支援金」を支給することに

〈7月〉 (25日) 和歌山の毒物カレー事件発生。小学生ら4人が犠牲に)

(30日) 参院選大敗で退陣した橋本内閣のあとを受け、小淵恵三内閣が発足)

〈8月〉 12日 神戸市が各区ごとに「安全カルテ」を作成、各区役所で公開

〈10月〉 1日 兵庫県の人口が震災前を上回る

震災後初の兵庫県知事選で、現職の貝原俊民氏が4選

〈11月〉 17日 仮設住宅でだれにもみとられずに死亡する「孤独死」が200人に

震災で被災した鉄道の駅では最後の復旧となる阪急伊丹駅ビルが完成

〈12月〉 1日 特定非営利活動促進法(NPO法)が施行

(17日) 米、英軍が「査察拒否」のイラクを空爆)

## 【平成11年】

〈1月〉 (1日) ヨーロッパの統一通貨「ユーロ」が誕生

9日 震災遺児のケアセンター「レインボーハウス」(神戸市東灘区)が完成

17日 震災4周年

26日 神戸市が神戸空港の埋め立てを運輸大臣に申請

〈2月〉 (17日) 尼崎公害訴訟で原告が被告企業9社と和解)

24日 震災1500日

(25日) 高知県の病院で臓器移植法施行後初の脳死判定を実施)

〈3月〉 10日 兵庫県が災害復興公営住宅の家賃特別減免制度の受付期間を一年間延長する方針を決定

31日 仮設住宅の使用期限。しかし、なお2700世帯が残留

〈4月〉 11日 統一地方選挙第1陣投開票

25日 同第2陣投開票

27日 神戸市東灘区の下水場、東灘処理場の通水。神戸市内のライフラインの主要施設がすべて復旧

29日 震災で全壊した神戸市中央区の神戸国際会館の一部がオープン

- 〈5月〉 26日 阪神・淡路大震災記念協会が「阪神・淡路大震災メモリアルセンター」の基本構想をまとめる  
 〈6月〉 21日 マンション建て替え決議の無効を求めた原告の請求を、神戸地裁が棄却  
 30日 仮設住宅の移行措置期間終了。約700世帯が残留  
 〈7月〉 21日 「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が義援金の残高を被災市町に配分し、解散  
 〈8月〉 8日 ユーゴスラビア・コソボ自治州の難民支援のため、震災で使用した仮設住宅を積んだ貨物船が神戸港を出港  
 (17日 トルコ北西部大地震発生)  
 〈9月〉 13日 神戸空港建設着工  
 (21日 台湾大地震発生)  
 23日 仮設住宅を積んだ自衛艦が神戸港を出港しトルコへ  
 (29日 甲山事件で山田悦子被告に大阪高裁が三度目の無罪判決)  
 〈10月〉 5日 神戸市内の仮設住宅に入居する84世帯が年内転居の見通しに

■被災地アンケート一覧

調査時期 調査対象

人数

主要テーマ

〈平成7年〉

①	2月	神戸市長田・中央・東灘区	310	避難生活
②	3月	西宮・芦屋の仮設住宅	110	仮設住宅の住み心地
③	4月	被災地の企業	110	経営の影響
④	5月	震災失業者	204	再就職
⑤	6月	被災地の小中生	528	心的影響
⑥	7月	避難所	237	避難所生活
⑦	8月	仮設住宅	221	照明の影響
⑧	9月	神戸市の待機所	193	待機所生活
⑨	10月	仮設住宅	200	震災と新聞
⑩	11月	地域型仮設住宅	200	満足度
⑪	12月	神戸市の教師	200	避難所運営

〈平成8年〉

⑫	1月	被災者	600	復興状況
⑬	4月	仮設住宅	200	転出のメド
⑭	7月	小5〜中3生	1千300	心のケア

⑮ 10月 仮設住宅

生活復興

200

〈平成9年〉

⑯ 1月 復興住宅・仮設住宅

生活復興・満足度

200

⑰ 4月 仮設住宅

生活復興度

200

⑱ 7月 被災外国人など

震災復興

205

⑲ 10月 仮設から復興住宅への転居者

復興住宅の住み心地

314

〈平成10年〉

⑳ 1月 仮設住宅

復興感

299

㉑ 4月 復興住宅

住宅満足度

297

㉒ 7月 仮設住宅

震災保障

303

㉓ 10月 被災者

防災意識

300

〈平成11年〉

㉔ 1月 仮設住宅・復興住宅

ボランティア支援

501

㉕ 7月 仮設から復興住宅への転居者

仮設住宅採点と問題点

299

\*アンケート回答者総数（1企業は1人と計算）は7731人

阪神大震災（兵庫県南部地震）発生

平成7年1月17日午前5時46分、その時私は大阪市内にある9階建てホテルの最上階にいた。激しい横揺れでたたき起こされ、しばらくの間、寝ていたベッドに腰をおろし片手をついて身体を支えていた。尋常でない揺れだと思った。

テレビをつけると、NHK大阪放送局の宮田修アナウンサーが地震に関する放送を始めていた。テロップが震度5は京都、彦根、豊岡、震度4が大阪、奈良、和歌山、姫路と報じていた。すぐに神戸震度6が加わり、これは大きな被害が出た可能性があるなと考えていたら、誤報としていったん取り消されてしまった。

しかし、神戸の震度6は6時16分に確認された（その後、北淡町と神戸市、芦屋市などの一部の地域で震度7が初適用された）。

このように地震発生直後には報道も非常に混乱していて、被害の状況もほとんど把握されていなかった。ちょうど、この日はアメリカのノースリッジ地震の発生1年目にあたっており、大阪では第四回日米都市防災会議が開かれることにな

っていた。すなわち、阪神大震災が起こった日には、日本とアメリカの防災学者の多くが大阪に集まっていた。この地震は、そのような状況下で発生したのだ。た。

私は1974年の伊豆半島沖地震による被害調査以来、わが国で発生した被害地震の多くの現場をみてきた。そのたびに思ったのは、一つひとつの地震はそれぞれ個性、いわば固有の顔を持っているということだった。すなわち、新たな地震が発生するたびに、以前にみられなかったような被害のパターンが出現するということがある。

阪神大震災でいえば、高速道路高架橋の横倒し、新幹線高架の落下、中高層ビルの間階圧壊などがそれにあたる。木造住宅が原形をとどめないほど破壊された被害は、古い地震の被害調査報告書などの写真で見ただけではあるが、自分自身の目で見たのは初めてであった。

この地震では約10万棟もの建物が全壊し、その多くを占める住宅が多数、完全に倒壊したことにより、5千名を超える人々が直接死した。すなわち、5千502名の直接死のほとんどが家屋倒壊にかかわって生じた。また、約20万棟にも及ぶ建物が全半壊し、ライフラインが途絶したことによって、ピーク時で約32万人の人々が避難所に寝食を依存せざるを得なくなった。このようにみえてくると、阪神大震災は住宅災害といっても過言ではないと思われる。これは、都市直下で発生した地震の特徴の一つといえるかもしれない。



## 調査活動

私はまず、木造住宅を中心とした家屋被害と人的被害の関係の調査を始め、つぎに被災者の生活破壊とその復興についての調査の必要性を感じ、手始めに避難所における被災者の生活上の諸問題を把握することからとりかかろうとした。

研究室で調査用紙の作成を進めていたころ、産経新聞社の堀川晶伸さん（社会部記者）から連絡が入った。産経新聞社も同じように避難所での調査を検討しており、その実施に協力してほしいということだった。話をしてみると、両者のねらいは共通していた。私たちは、この空前の災害による犠牲を教訓に変えるためにも、継続してできるだけ長く調査を続け、資料として残すことを目指した。被災者を取り巻く環境は時々刻々変化し、その状況に応じて問題や困難度も変わっていくと考えられたからだ。

こうして私たちの合同調査は始まった。第一回の震災後1カ月の調査から、初年度は毎月、2〜4年目は1月、4月、7月、12月の年4回、そして5年目は1月と7月の2回実施し、これまでに25回を数えている。まとめられた記事はそれぞれ月の17日を原則として掲載された。紙面の都合でここに25回掲載分のすべてを網羅することはできないが、全体の流れを再整理しつつ、調査の総括を行うこととする。

## 調査のまとめ——避難所

被災者の生活空間は、地震発生直後の学校、公民館などの避難所、公園のテント、親せき・知人宅などから応急仮設住宅、さらには災害復興住宅などの恒久住宅へと移っていった。また、このような生活空間の変化の過程で自宅の自立再建を果した人々も数多くいた。地震発生によって、直後は被災者すべてが等しく生活空間あるいは生活そのものを失ったかにもえだが、その後の時間の流れは個々の被災生活の復旧・復興の度合いの違いを際立たせていった。

私たちはこのような中で、各調査時点での被災地の動きをとらえながらテーマを選定していった。大きな枠組みは、被災者の生活復興とそれを支える行政・ボランティアなどの役割の検討であった。

初期の調査対象は、避難所における被災者であった。地震発生後1カ月の第一回調査では、避難所生活におけるさまざまな問題が浮きぼりになり、それらも急速に変化していったことが明らかになった。直後に不足した飲料水や食料も行政やボランティアの努力で何とか充足していったが、避難所におけるプライバシー不足の問題は解消されなかった。

また、直後に余震の不安を訴える人が多かったが、その後、低減し、逆に生活や自宅の再建への不安が大きくなっていった。これらの結果は、発生直後の1カ月間における対応の時系列変化の必要性を教訓として残した。

その後の避難所調査では、応急仮設住宅など次のステップへ移行できない人々

の問題が明らかになっていった。また、被災者のみならず避難所運営を実質的に支える一翼を担い、本来の役割である学校教育との両立を図らねばならなかった教師のストレスが大きいことがわかった。さらに子供への影響も大きかった。

学校を避難所とすることへの議論もおこった。この点については、私は個人的には今後も学校は避難所として有効であるとの立場をとっている。その理由は、小中学校は生活圏の要として、またランドマークとして住民に広く認識され、校庭というオープンスペースを有することにより、非常時の対応がとりやすいことなどである。ただし避難所としての機能はできるだけ短期間にとどめるべきであり、1週間から長くても1カ月を目途にすべきと考えている。

### 調査のまとめ——応急仮設住宅

平成7年3月の第二回調査は、応急仮設住宅における被災者を対象とした。この時点では、被災者は避難所から一応家族単位の生活空間へ移ることができた安堵感あんぶくたを示しているが、あくまでも仮の住まいであり、自宅再建への道のりの険しさに心を痛めていた。また、高齢者が多い居住者のサポートのあり方が問われた。つまり、新しいコミュニティづくりをどう進めるか、急速に減っていったボランティアの恒常的な活動をいかに維持するか、さらに自ら積極的に人間関係をつくるのが苦手な中高年の男性の孤独など、私たちの調査で明らかになった問題は多かった。

これらに加えて大きな問題は、応急仮設住宅の立地であった。兵庫県内に約4万8千戸という膨大な数の仮設住宅を短期間に建設するため、広い敷地は市の中心部から離れた人工島や山の手に求めざるを得なかった。この問題については被災地内における自立仮設や既存の公営住宅空き家への入居などが提言、検討された。

仮設住宅の立地上の問題や設備・構造といったいわばハード上の欠点は、ボランティアなどのサポートによるソフト対応で補われ、次第に形成されていったコミュニティも被災者の生活復興を支える大きな力となっていった。そして、災害復興住宅へ入居した後もむしろ仮設住宅での生活を懐かしむ人々もいた。

#### 調査のまとめ——災害復興住宅

私たちの調査では、平成9年1月の震災2年目で復興公営住宅居住の被災者を取り上げた。この時期の兵庫県における復興住宅への入居は5千戸に満たない状態であり、仮設住宅には約3万8千世帯が暮らしていた。

公営住宅では額は低く抑えられたが、家賃を払う自立した生活を再興することとなるため、生活の復興感が高まったものの、将来への不安感も増え、家賃補助を求める声も上がった。また、平成10年4月の調査でも復興住宅そのものへの満足度は高いものの、近隣との新たな人間関係の構築に不安がみられ、とくにひとり暮らしの高齢者のサポートの必要性が指摘された。

比較的若い年齢層の人々は必ずしも復興住宅を最終的な住まいとせず、自立復興を目指しており、今後ますます高齢者が復興住宅に取り残される恐れがある。生活復興相談員の制度をはじめとするさまざまな施策がとられてはいるが、地域全体で、また何より自分自身で主体的に生活復興に取り組むことのできる仕掛けが必要だろう。

#### おわりに

今回の出版は阪神大震災発生5年目を前にして、地震発生後、産経新聞社と大阪市立大学宮野研究室とが合同で実施してきた定期的な調査の結果をもとに、この地震による被災者の生活復興の過程を改めて見直し、得られた教訓を今後役に立てていただくことを意図して計画されたものである。

調査はこれまでに25回行われた。その内、平成7年8月の調査は大阪市立大学生活科学部の土井正講師（現助教）に仮設住宅の照明の問題を、また平成8年7月には大阪府立看護大学の山田富美雄助教に子供のストレスをテーマとして企画、解説していただいた。末尾ながら、両氏に厚く感謝申し上げる。

宮野道雄

■取材者一覧

被災地アンケートと検証の取材・執筆にあたった主な記者・カメラマンは次の通り（所属は取材当時）。

【産経新聞大阪本社編集局】

〈社会部〉辻野訓司（現経済部）／関厚夫（現ベルリン特派員）／堀川晶伸／松

尾理也／河地美紀／辻岡大助／堀洋

〈神戸総局〉

神戸総局長・平田聡（現運動部長）／同・米原擴／次長・森脇睦郎／

大野主税（現社会部）／鈴木雅之（現阪神支局次長）／西島俊也／今

城啓之（現運動部）／左山広二（現経済部）／佐藤安津（現政治部）／

亀田義明／北村理（現社会部）／篠田丈晴（同）／内田透（同）／大谷

卓（現運動部）／山田智章（現社会部）／磯井教子（現整理部）／日比

哲哉／糸博之／後藤成孝／岸本佳子（現文化部）／田井東一宏／山田

英嗣／佐々木正明（現横浜支局）／井上謙一郎／花岡文也／竹ノ内綾

子／木綿洋平

〈阪神支局〉

支局長・岡崎民三（現調査部長）／同・三浦淑男（現論説委員）／同・

片山雅文（現社会部次長）／同・佐田進／次長・勝永徳明（現関西空

港支局長）／同・中村誠（現政治国際室）／同・河合洋成（同）／飯塚

隆志（現広島支局）／谷田智恒／田中伸治／広瀬一雄（現社会部）／

舟津寛（現姫路支局）／高砂利章（現松江支局）／西浜香代（現夕刊

フジ）／松岡達郎（同）／宮下日出男（現水戸支局）／桑原雄尚／峯匡

孝／奥山正弘／荒井啓介

〈洲本支局〉支局長・谷下秀洋／福本剛（現和歌山支局）／石田直正／天野健作／

平井春香（現校閲部）

【産経新聞大阪本社写真報道局】

友保信介／高井良治／山田耕一／土井繁孝／中島信生／川村寧

■宮野道雄

東京都出身。昭和55年3月、東京都立大学大学院博士課程修了。60年に大阪市立大学生活科学部専任講師、平成元年、同助教授、9年4月から同教授。地震といたった自然災害や住宅内外で発生する日常生活事故などの研究を続け、安全で快適な生活環境の策定を目指している。これまで、阪神大震災をはじめ、北海道南西沖地震、台湾大地震などの被災者調査を実施。災害被災者の実情や問題点などに精通している。日本建築学会、土木学会、日本地震学会などに所属。

阪神大震災　はや5年まだ5年　被災者たちの復旧・復興

2000年1月10日　第1版第1刷発行

著　者——産経新聞大阪本社編集局

大阪市立大学宮野研究室

発行者——京極迪宏

発行所——株式会社学芸出版社

京都市下京区木津屋橋通西洞院東入　〒60018216  
☎075(343)0811　☎075(343)0810

印刷所——創栄図書印刷　製本所——新生製本　装丁——上野かおる

〔R〕〈日本複写権センター委託出版物〉

本書の全部または一部を無所で複写複製することは、著作権法上での例外を除き、禁じられます。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター（☎03-5561-3131）にご連絡ください。

ISBN4-7615-1166-4

Printed in Japan

© 産経新聞大阪本社編集局・大阪市立大学宮野研究室 2000